

令和4年第9回安平町議会臨時会会議録

令和4年10月12日（水曜日） 午前10時00分開会

1 招集年月日 令和4年10月12日（水曜日）

2 招集の場所 安平町議会議場

3 出席議員（11名）

議席番号

1番 工藤 秀一	2番 米川 恵美子	3番 小笠原 直治
4番 鳥越 真由美	6番 工藤 隆男	7番 三浦 恵美子
8番 箱崎 英輔	9番 内藤 圭子	10番 高山 正人
11番 梅森 敬仁	12番 多田 政拓	

4 欠席議員 5番 田村 興文

5 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者

町長 及川 秀一郎 教育委員会教育長 種田 直章
代表監査委員 小川 誠一

6 町長の委任を受けて説明のため会議に出席した者

副町長 田中 一省	理事・総務課長 木林 直樹
総務課参事 小板橋 憲仁	政策推進課長 渡邊 匡人
政策推進課参事 山口 崇	税務住民課長 下出 佳史
税務住民課参事 熊谷 泰裕	産業振興課長 森池 和哉
建設課長 塩谷 慎嗣	建設課参事 伊藤 富美雄
健康福祉課長 阿部 充幸	健康福祉課参事 池田 恵司
水道課長 蟹谷 光宏	水道課参事 谷村 英俊
総合支所長 大窪 好己	商工観光課長 村上 純一

7 教育委員会教育長の委任を受けて説明のため会議に出席した者

教育次長 永桶 憲義 教育委員会参事 佐々木 英生

8 職務のため出席した議会事務局職員

事務局長 木林 一雄 課長補佐 石塚 一哉

○ 議 事 日 程

日程番号	議案番号	付 議 案 件
日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3	報告第 1 号	専決処分事項の報告について（（仮称）安平町立早来小学校・中学校建設工事（建築主体）請負変更契約の変更について）
日程第 4	報告第 2 号	専決処分事項の報告について（（仮称）安平町立早来小学校・中学校建設工事（機械設備）請負契約の変更について）
日程第 5	議案第 1 号	令和 4 年度安平町一般会計補正予算（第 8 号）について
日程第 6	議案第 2 号	令和 4 年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について

○ 本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

○ 会議録署名議員

議長は、本臨時会の会議録署名議員に次の 2 人を指名した。

2 番	米 川 恵美子
7 番	三 浦 恵美子

会 議 の 顛 末

〔開会・開議 午前10時00分〕

◎ 議長あいさつ

〔議長起立〕

○議長（多田政拓君） おはようございます。開会に先立ちまして一言ご挨拶を申し上げます。ウクライナ・ロシアの係争がなかなか収まりを見せていない中、また、世界的な経済の停滞も予測されるという報道がありました。わが町におきましてもその影響が少なからずあるのではないかと危惧しているところですが、過日行われました作況調査の報告によりますと、町内では例年どおりの収穫予想ということでした。10月に入りまして急激に気温が降下して秋の気配を見せているところです。調査予想どおり平年並みの収穫ができることをご期待したいというところです。新米も出たという報告がありましたので、おいしいお米が食べられることを期待して一言ご挨拶とさせていただきます。新型コロナウイルス感染症対策については引き続き感染防止のため各議員並びに説明員の皆様には円滑な議事運営にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

会議の前に報告があります。5番田村議員より療養のため欠席の届出がありましたのでご報告致します。それではさっそく臨時会を開会します。

。

◎ 開会・開議宣告、議事日程の報告

○議長（多田政拓君） 只今の出席議員数は11名です。定足数に達していますので、只今から令和4年第9回安平町議会臨時会を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は先に配布のとおりです。

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（多田政拓君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定によって

2番 米川 恵美子 議員
7番 三浦 恵美子 議員 を指名致します。

◎ 日程第2 会期の決定

○議長（多田政拓君） 日程第2、会期の決定を議題と致します。
お諮り致します。本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思います。
これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。よって本臨時会の会期は本日1日
限りと決定致しました。

◎ 日程第3 報告第1号

○議長（多田政拓君） 日程第3、報告第1号、専決処分事項の報告について（（仮
称）安平町立早来小学校・中学校建設工事（建築主体）請負変更契約の変更
について）を議題とします。提案説明を求めます。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。
○教育次長（永桶憲義君） 報告第1号朗読

報告第1号

専決処分事項の報告について

下記事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定
により専決処分書のとおり処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告す
る。

令和4年10月12日提出

安平町長 及 川 秀一郎

専決処分事項

令和3年6月22日に議会の議決を経て令和4年2月7日に専決処分を行い令和4年3月10日に議会の議決を経て令和4年5月17日に議会の議決を経て令和4年7月15日に議会の議決を経た（仮称）安平町立早来小学校・中学校建設工事（建築主体）請負変更契約の変更について

裏面をご覧ください。

安平町専決処分第11号

専 決 処 分 書

下記事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

令和4年10月5日

安平町長 及 川 秀一郎

専決処分事項

令和3年6月22日に議会の議決を経て令和4年2月7日に専決処分を行い令和4年3月10日に議会の議決を経て令和4年5月17日に議会の議決を経て令和4年7月15日に議会の議決を経た（仮称）安平町立早来小学校・中学校建設工事（建築主体）請負変更契約の変更について

別紙をご覧ください。

(別紙)

記

項 目	変 更 前	変 更 後
1 契約の目的	(仮称) 安平町立早来小学校・中学校建設工事（建築主体）	変更前を同じ

2	契約の方法	一般競争入札	変更前と同じ
3	契約の金額	2,444,035,000円	2,448,897,000円
4	契約の相手方	丸彦渡辺・森本経常建設共同企業体 代表者 苫小牧市若草町5丁目5番1号 丸彦渡辺建設 株式会社 苫小牧支店 取締役専務執行役員支店長 佐藤 靖 浩 構成員 勇払郡安平町追分花園1丁目15番地 株式会社 森本組 代表取締役 及川 定行	変更前と同じ

補足説明を行います。今回の変更は5回目となります。前回は第4回臨時町議会増額補正分及び第6回定例町議会増額分に対して行った変更契約には一部設計漏れへの対応がありましたが、資材高騰や労務単価上昇分などの増加分と工事施工打ち合わせ等による減額を合わせた6703万4000円を増額した変更契約を第7回臨時議会において承認いただきましたが、5回目の変更内容として増額補正後にまだ費用の確定できなかった機械設備工事とともに関連する外構部分の雨水排水設備工事や大アリーナの階段手摺の仕様変更、木工室及び体育倉庫のすが漏り防止対策など建設工事の仕上げに伴う仕様変更部分などで、設計漏れ要素のない486万2000円を増額して変更契約を行いました。以上で報告事項の説明を終わります。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 前回の補正から3か月での補正だと思うのですが、こちら486万2000円の増額だったと思うのですが、500万これ下回るからと言って今回専決処分してしまっていていいのかなと思ったのですが、一度きちんと議決で最初やっているものなので、そこら辺どのような認識で専決されたのか。この説明によると急いでいるからなのか、それとも議決でも間に合ったのかを伺いたいのですが。

〔永桶教育次長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 教育次長。
- 教育次長（永桶憲義君） 今回のものについては補正というか補正をした金額に対しての契約変更を行ったという報告ですが、補正予算ではなく、補正したお金を使って変更契約を行ったという内容ですが、ご質問の趣旨とは違うでしょうか。

〔三浦議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 三浦議員。
- 7番（三浦恵美子君） じゃあ新たに補正したというのではなく、金額確定できなかったからと伺ったのですが、専決しましたといきなり聞かれて中身がわからなかったものでどういうことだったのかなという確認だったのですが。

〔田中副町長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 副町長。
- 副町長（田中一省君） 只今三浦議員の部分ですが、永桶次長が言いましたとおり令和4年第4回安平町町議会臨時議会、4年の4月28日の一般会計補正予算第1号にて、これら早来小中学校建設工事の1億3457万4000円の補正部分にかかって今回のこの設計漏れ等のない部分の482万の補正と。その設計変更の報告ですので、これが契約がどうのこうのではなくて、補正予算が成立している段階の部分をご理解をお願いします。

〔三浦議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 三浦議員。
- 7番（三浦恵美子君） しつこくてもめんなさい。じゃあ更に上乘せになったということではないということよろしいですか。

〔田中副町長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 副町長。
- 副町長（田中一省君） お見込みのとおりです。
- 議長（多田政拓君） 他に質疑はありませんか。

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） まあ何て理解したらいいかわからないのですが、5回目の変更ということで、従来どおりの中身を精査した結果が486万2000円だと述べられていますが、私2点ほど質問したいのですが、外構とか木工のすが漏りとか今ありましたね。こんなものが今頃お金を付けなければならないのかなと、まず私専門家ではないからわからないのですが、外構工事は来年度令和5年度の予算の中でやるはずになっている気がしてね。今年度は外構ってなかったような気がするのですよ。その意味では。そこ辺りが1点目。2点目ね、もうこれ以上ないということですね。建築主体工事に。それで文科省からの補助金補助率が55%という形の中で、この中で文科省の基準の補助率の55%の定義は文科省の基準にあった学校に対して55ということで認識一致できますね。そうですね。文科省が言っているのは。それ以上に基準外にいわゆるこういう言い方失礼ですが、より良いものにした、立派にしたということになると、それぞれの自治体が持ち出すということで私は認識としては文科省はそこまではお金は55%の中に入っていないと私は文科省の方から見解だと思っていますが、それは私の認識不足なのかね。そうするとこの内になんば文科省から補助金としてお金が出るのかわかっている中で言ってください。その2点です。

[永桶教育次長挙手]

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） まず1点目の質問ですが、外構という工事は来年度やりますが、本年度は学校の正面玄関の前とか体育館の裏側の駐車場とか、そういう外溝は一部行われますので、その辺に対しての今回補正というか、元々計画には見込まれていたのですが、この後説明します機械部品、ポンプといかそういう機械に伴って、そこに配置するような外構の設備等の一番良いような方向に進める設計変更をした上でのないようなものですから、ちょっと議員がお話されている外構と今回建設工事に含まれている外構の内容は違うのかなと思っています。2番目の質問ですが、答えを先に言うとあれですが、今現在正確な補助金の金額を手持ちとして持っていなかったのですが、基本的な考え方としては、55%が国の補助金をいただけるという考え方は持っていますが、あくまでも国の補助金というのは施設面積に対してというよりは、補助基準額でいくらという金額になっているので、議員がお話されているような魅力あるものに対してどうのという内容に関しての部分については、一応その建物の大きさなり何なりに対しての補助対象としての

算定は見込まれるのですが、あくまでも国の補助の考え方が実際の建設単価と国の補助単価は当初からご説明のとおり差がありまして、そこをなるべく埋めるような考え方で進めるということはお話してきていましたので、議員がおっしゃるような必要以上に大きな設備を行ったような観点では考え方としては私たちは進めてきている感じではないのですが、実際そのように映るということでのご質問かもしれませんが、金額に関しては今手持ちがないので正確な金額はお示しできませんけれど、以前説明している補正とかで行っている金額、説明している金額から変わっていません。

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 外構工事含めて当初計画だということは設計変更ということは元々最初の施工から間違っていたということではよろしいですね。変更したということ。元々外構工事の中に入っていたってことじゃないですか。でも486万2000円を足したってということは設計変更含めて足りなくなったということで認識してよろしいですね。すが漏りについて聞いていないのでなんで今頃すが漏りが出てくるのかなとちょっと理解できないところ回答お願いしたいと思います。私が言っているのは文科省の言っているいわゆる55%の中身について出るところは出なくてこの部分は55%必ず出ますよということだけの確認だけは。中身的な問題ではなくて、建てた文科省の言っている学校を建てた時の55%は出るのですよねと。それとウッドショック、上がった分については上積みになるのですよねってことなのです。私が言っているのは中身のやり取りではなくて、掛かった経費の55%は文科省から出るのですよねってことだけなのです。出る出ないだけでいいです。

[永桶教育次長挙手]

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） すが漏りに関してはご説明漏れたかもしれませんが、今回設計変更確かにこれまでの説明では設計漏れもあったのですが、当然それをただオンにしてというよりは、完成に向けてなるべく経費も落とせるところは落とそうという部分も含めて設計を見直しています。その中で当初の考え方どおりに作っても問題はないのですが、やっぱり将来的な耐久力を持たせるとかすると建設現場からすが漏りの部分はそういう施工した方がよろしいのではないかというお話をいただいたと。ただこれまでの物資の高騰とか設計ミスもあったので、単純にオンをしたということではなく、他のものを見直して調整した上でこの将来的に耐久力のあるような施工をしたというのが今回の考え方なので、一応そこは少なくとも設計漏れていたか

らという話ではなく、現場側から出てきたこういう施工の方が良いのではないかという内容のもので現場もそういう方向が良いのではないかという判断のもとから設計を見直した経過があると聞いています。次、物価上昇分に関しては、基本的に年度当初の単価は決められている。先ほどの説明のとおり補助単価って決められていますので、その物価上昇等に見合う分の補助金の増額は現時点ではそれに反映するものは回答いただいていませんので、そこは来年度の単価に移るかどうか微妙なのですが、基本的には物価上昇分に関しては基本的には見てくれないのが現実です。

○議長（多田政拓君） よろしいですか。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） ということは今来年度という次長言いましたが、今回で主体工事はお金全部終わるでしょ。令和4年度で全部支払いが終わるってことですね。でも払い終わっても文科省から降りる時には来年度それが考慮、ウッドショック含めて考慮されて上がった分については55%来るという確認は取れるということでしょうか。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 申し訳ありません。私の説明がおかしかったのかもしれないませんが、去年と今年の経過を見ると実際には去年の分の上った分とかは今年の単価変化に見合って反映されたという説明を言うつもりが、ちょっと表現が間違っていましたのでそこは訂正させていただきたいと思えますので、来年度は外構工事なので外構工事は外構工事でも来年度の単価になるという表現をしたかったのですが、この建築主体に関してはそれに反映してというのは難しい可能性がある中で、今後の最終的な確定の額はもしかすると反映されるかどうかぐらいにかかっているところです。

○町長（及川秀一郎君） 去年上がったのは今年に反映されているわけですね。

○教育次長（永桶憲義君） 全額というふうではないのですが、幾分見られた部分もあることはあるということなので。

○議長（多田政拓君） よろしいですか。

○議長（多田政拓君） 他にありますか。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） 私はすが漏りの件でお尋ねしたいと思います。現実的には工事やっている最中にすが漏りがあったということで良いのかなと感じを私はしています。そうでなければ設計変更する理由がありませんから。正直なところ現場の中ですが漏りって実際に起こったのではないかなと思いますけど、その辺について確認取れているかお聞きします。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 私の聞いている範囲ではそういう事例でやるという話には聞いていませんでした。建設を請け負っている会社がこれまでの経験上からと私は聞いていましたので、既にすが漏りという話は工事中では一切聞いていませんので、そういう考え方ではありません。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） 僕が聞いたお話とちょっと中身が違っていたので、それを確認したいと思っていました。これ現実にだって漏れがなければ別に変更する理由はないわけですし、最初からそれ見込んでいるのだったら設計上最初からそういう発想もとの設計をするというのが常識的なところではないかと思います。急遽この時間内にこの間に合わせなければいけなくて、変更せざるを得ないという設計になった現実ではないかと私は思っています。現に担当していた部門の方たちの仕事量からすると到底考えられないほど長い時間、この工期の間に施工されている姿を見ているわけですが、現実的にはこれ向こう現場からはそんな漏れはなかったのだけれど変更した方がいいですよというアドバイスですっていう話ですが、現実的には私はこれが現実的にあったから変更せざるを得なかったのではないかなというお話を受け賜った部分もありますので、それが本当かどうか再度確認していただかないといけないのではないかと思います。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長

○教育次長（永桶憲義君） 高山議員がお話されたように経過では私は一切聞いていませんので、それがどなたからか聞いたという話であるのであればあれですが、この辺のことに關しては結構前の段階で話は出ていたのですが、実

際にはすぐ今回最終まで残ったのは当然金銭的な問題もあったので、ここまで精査が遅れてきているのもあるので、それが現実的に起こっていたのであればすぐさま対応することになっているのかなと思っていますので、その辺正直なところで私は言っているだけなので、何か議員の方がそういう情報を得ているというのであれば話は変わってくるのかと思いますが、そういったことです。

〔伊藤建設課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課参事。

○建設課参事（伊藤富美雄君） 今のすが漏りの部分ですが、当初設計の方はアスファルトフィーリングという材料で当初設計していました。こちらを改質アスファルトフィーリングという同じアスファルトフィーリングですが、ちょっと性能の違うものという表現が合うのかどうかはあれなのですが、そちらの方に変えて施工するというのを現場の方との打ち合わせで今回変更させていただいている恰好になっているかなと。すが漏りが工事中にすが漏りがあったかについては、大変申し訳ありませんが私の耳には入ってきませんので、その辺は後で確認しておこうかなと思っています。

○議長（多田政拓君） よろしいですか。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 質疑なしと認めこれで質疑を終わります。本件については以上で報告済とします。

◎ 日程第4 報告第2号

○議長（多田政拓君） 日程第4報告第2号、専決処分事項の報告について（（仮称）安平町立早来小学校・中学校建設工事（機械設備）請負契約の変更について）を議題とします。説明を求めます。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 報告第2号朗読

報告第2号

専決処分事項の報告について

下記事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分書のとおり処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和4年10月12日提出

安平町長 及 川 秀一郎

専決処分事項

（仮称）安平町立早来小学校・中学校建設工事（機械設備）請負契約（令和3年6月22日に議決を経た議案第11号に係るもの）の変更について

裏面をご覧ください。

安平町専決処分第12号

専 決 処 分 書

下記事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

令和4年10月5日

安平町長 及 川 秀一郎

専決処分事項

（仮称）安平町立早来小学校・中学校建設工事（機械設備）請負契約（令和3年6月22日に議決を経た議案第11号に係るもの）の変更について

別紙をご覧ください。

(別紙)

記

項 目	変 更 前	変 更 後
1 契約の目的	(仮称)安平町立早来小学校・中学校建設 工事(機械設備)	変更前と同じ
2 契約の方法	随意契約	変更前と同じ
3 契約の金額	318,450,000円	323,334,000円
4 契約の相手方	池田・廣和経常建設共同企業体 代表者 苫小牧市川沿町6丁目19番16号 池田暖房工業 株式会社 苫小牧営業所 所長 加藤 良文 構成員 勇払郡安平町早来大町116番地 有限会社 廣和工業 代表取締役 鍋谷 敏 幸	変更前と同じ

補足説明を行います。今回の変更は第6回定例町議会で主に屋内外の排水設備等の変更に伴う490万6000円の増額補正を行いました。工事施工打ち合わせ等により屋内外の排水設備工事、衛生器具設備工事、配水管のルート変更及び凍結防止シートなどの追加を含む機械設備の見直し精査の結果488万4000円を増額した変更契約を行いました。以上で報告事項の説明を終わります。

○議長(多田政拓君) 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありませんか。

[三浦議員挙手]

○議長(多田政拓君) 三浦議員。

○7番(三浦恵美子君) すみません。さっきと同じ確認なのですが、これも定例会で議決したものに対する変更という同じ認識でいいですか。

[永桶教育次長挙手]

- 議長（多田政拓君） 教育次長。
- 教育次長（永桶憲義君） はい、説明のとおりです。

〔三浦議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 三浦議員。
- 7番（三浦恵美子君） 凍結防止とかこれは最初から入っていたけれど設計変更するという意味ですか。

〔永桶教育次長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 教育次長。
- 教育次長（永桶憲義君） こちらも一部この物価高騰等の精査によるものだったのですが、それに伴ってそういった設備を追加することの方が効果的だというところで増減を含めて精査した上での結果となっています。
- 議長（多田政拓君） よろしいですか。
- 議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（多田政拓君） 質疑なしと認めこれで質疑を終わります。本件については以上で報告済とします。

◎ 日程第5 議案第1号

- 議長（多田政拓君） 日程第5議案第1号、令和4年度安平町一般会計補正予算（第8号）についてを議題とします。説明を求めます。

〔田中副町長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 副町長。
- 副町長（田中一省君） 議案第1号朗読

議案第1号

令和4年度安平町一般会計補正予算（第8号）について

令和4年度安平町一般会計補正予算（第8号）を別紙のとおり提出する。

令和4年10月12日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

早来小学校解体工事費の増額等により、令和4年度安平町一般会計補正予算について、地方自治法第218条第1項の規定により提案するものである。

別冊補正予算書をご覧ください。

議案第1号

令和4年度安平町一般会計補正予算（第8号）

令和4年度安平町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,855千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,455,308千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表債務負担行為補正」による。

令和4年10月12日提出

安平町長 及 川 秀一郎

それでは令和4年度安平町一般会計補正予算（第8号）について提案説明をします。今補正の主なものについては歳入では、民有林整備事業補助金81万6000円の増額など、歳出では早来小学校解体工事の設計金額の変更に伴う590万円の増額計上などです。それでは歳出から説明します。7ページをお開きください。2款総務費、1項1目一般管理費（1）雇用対策事業は、地方公務員等共済組合法の改正により、本年10月1日から短時間勤務職員に対し

て、共済組合員として短期給付及び福祉事業が適用されることに伴う補正で、主にパートタイム、会計年度任用職員に対して適用されることから、他の予算科目においても同様の理由により補正を行いますのでご了承をよろしくお願ひします。（２）庁舎事務機器経費は印刷機の納品時期が早まったことにより新たに利子が生じたことから増額をするものです。２目電子計算費は、地方公務員等共済組合法の改正による補正で、８ページ、５目職員厚生管理費についても同様となりますが、こちらは再任用職員にかかるものとなります。７目財産管理費１０節は、街灯修理や交換など所管施設の修繕増加により、今後不足が見込まれることから増額するもので、１４節公共施設クーラー設置工事はていあんくん要望より保健センター及びぬくもりセンターにエアコンを設置するものです。瑞穂ダム周辺町有地法面滑落防止工事は、降雨時に隣接する町有地の土砂が道道に流出することから早期の対応策が必要となったため計上をするものです。１０目企画費及び１１目まちづくり推進費９ページ、５項１目統計調査総務費はいずれも地方公務員等共済組合法の改正による補正です。３款民生費、１項１１目介護支援費は、地方公務員等共済組合法の改正による介護保険事業特別会計の補正に伴い繰出金が増加するもので、１０ページにまたがる２項３目子育て支援費については、地方公務員等共済組合法の改正による補正です。４款衛生費１項１目地域保健費はかかりつけ医確保助成金で、配置日数の増加により増額するものです。４目霊場費は地方公務員等共済組合法の改正による補正です。１１ページ、５款１項２目労働会館施設費は１０月２日の最低賃金の改正により、委託料の積算単価としている安平町臨時職員等の給与に関する条例施行規則の改正に伴い、労働会館の管理業務委託料を増額するものです。６款農林水産業費、１項９目ダム管理費は、地方公務員等共済組合法の改正による補正です。１２ページ、２項２目林業振興費（１）林業振興事業経費は事業延長の増により増額するもので、（２）町有林管理経費は地方公務員等共済組合法の改正による補正です。７款商工費、１項２目観光費は最低賃金の改正に伴う物産館管理委託料の増額です。１３ページ、８款土木費、４項２目公園費（１）ときわ公園管理経費はキャンプ場利用者の増加に伴い水道使用量及び予約システム手数料が不足するため増額するもので、（２）町内公園管理経費及び３目緑化推進費は地方公務員等共済組合法の改正による補正です。１４ページ、１０款教育費、１項３目義務教育振興費（１）教育団体等補助金は全道僻地複式教育研究大会胆振大会開催に伴う負担金を増額するもので、（２）学校施設整備経費は、工事単価の入れ替えに伴い設計金額が変更となるため増額するものです。２項１目及び３項１目学校管理費は地方公務員等共済組合法の改正による補正です。１５ページ、４項３目公民館費（１）公民館施設管理経費４節は地方公務員等共済組合法の改正による補正です。１２節は最低賃金改正に伴う早来及び追分公民館清掃管理委託料の増額です。（２）公民館図書購入事業は地方公務員等共済組合法の改正による補正です。５項３目体育施設費は、最低賃金の改正に

伴う冬期屋外スケートリンク管理委託料の増額です。16ページ、4目学校給食費は地方公務員等共済組合法の改正による補正です。7目スポーツセンター管理費は氷上整備機会アイスエッジャーの故障に伴う増額です。13款給与費は地方公務員等共済組合法の改正による補正ですが、こちらは再任用職員にかかるものとなります。

引き続き歳入の説明をさせていただきますので6ページをお開きください。17款道支出金2項4目農林水産業費道補助金は、森林作業土整備事業委託料に対する補助金で、決算見込みによるものです。20款繰入金1項1目財政調整基金繰入金は、今補正の財源調整。7目地域雇用創出推進基金繰入金は共済組合負担金等の補正により財源調整するものです。

次に債務負担行為補正について説明をします。3ページをお開きください。第2表債務負担行為補正は、変更として早来小学校解体事業は工事単価の入れ替え及び解体時の非飛散性のアスベストが発見された場合の処分に対応するため、解体費用を増額するもので、限度額を1億2320万2000円から1億3534万4000円に変更するものです。

以上、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ885万5000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ104億5530万8000円とするものです。ご審議の上ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑は歳出からページごとに行います。7ページをお開きください。7、8ページで質疑はありませんか。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 7ページ全部関連すると思うのですが、地方公務員法の変更でということで雇用対策事業の所で全部聞いていきたいと思うのですが、こちら法律が変わったことで対応が変わったということなのですが、これ社会保険の事業主分がこの共済組合の方に変わったという認識なのか、その仕組みがわかっていないものですから確認させてください。

〔木林総務課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課長。

○総務課長（木林直樹君） 今回の法改正の部分ですが、こちらは議員がおっしゃるとおり基本的には年金制度改正法に伴い短時間労働者に対する被保険者保険の適用拡大というところで、これまで社会保険だったのが単純に言えば共済組合の方に移行されるというものです。

○議長（多田政拓君） よろしいですか。

○議長（多田政拓君） 他にありますか。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 8ページの公共施設クーラー設置。ていあんくんがあったから工事費を計上しているのですが、町民の声を聞くということは私は否定しませんが、別にこれから寒くなるのにクーラーを今からやらなければならないのかなと思って。これ来年度予算で十分対応できるのではないかと
思ってね。何かがあって今工事をやらなければならないという理由があるなら教えていただきたいと思います。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 公共施設のクーラー対策については、昨年、一昨年から様々検討してきたところです。今回ていあんくんでは当然健診であったり、活動等で保健センター又はぬくもりセンターも使っているということもありますし、ここの施設以外でも追分公民館大ホール又は町民センターの大ホール、安平公民館の大ホール、ここのワクチン接種の際に集団接種会場として非常に暑くて大変だったというのは、去年、今年も経験したことです。ここを今実施計画のヒアリングの中で来年度以降きちんと対応していきたいと考えていました。ここについては当然クーラーだけではなく、暖房機能もある暖房エアコンを整備すると。そこは価格差はあまりないのです。ですから冬期間も非常に寒い時期、逆に言えば真冬ではない時期であって春先、秋口は暖房エアコンだけでも十分対応できるということもあって、冬も利用できるということもあって、ここは先行してやっ
ていこうと。事業費も何千万ということではないので、他の追分公民館等については金額が大きいものですが、ここは年次計画の中で対応していきたいと考えています。

○議長（多田政拓君） よろしいですか。

○議長（多田政拓君） 他にありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ9、10ページで質疑はありませんか。

〔三浦議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 三浦議員。
- 7番（三浦恵美子君） 10ページの所ですが、こちら4款衛生費の地域保健費の所の地域保健推進経費の18節かかりつけ医確保助成金。すみません、説明が早くて聞きとれなかったのと、当初予算になかったのですが、その詳細を伺いたいのですが。

〔池田健康福祉課参事挙手〕

- 議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。
- 健康福祉課参事（池田恵司君） 4款衛生費のかかりつけ医確保助成金です。まずこの内容については、町内に医療機関、早来、追分地区にある医療機関に対してかかりつけ医を確保するためにかかる経費の2分の1を助成するというものでして、今回先ほど副町長の説明では、当初の見込みよりも確保にかかる日数が増加して、それに対応して金額も増額となったため、助成金の方を10万円増額させていただきたいという内容です。当初予算に計上されていないことですが、今回この予算については当初予算ということで選挙後の6月の議会の中で当初事業実施計画として計上しているものですので、当初予算の方には計上されていなかったということです。以上です。
- 議長（多田政拓君） よろしいですか。

〔小笠原議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 小笠原議員。
- 3番（小笠原直治君） 今三浦議員の所の関連でして、かかりつけ医保健助成金制度というのは確かに条例の規則の中にありまして、私議員になって初めてのことなのかなと思っています。それでよく意味がわからないのですが、なぜ急にかかりつけ医確保ということは、渡邊医院になれば一人のお医者さんですから、渡邊医院の確保、一人の医者を確保するために自分で開業しているのに、そこに更に確保するために補助金を出すのかね。そうではなくてかつて菊池病院があったように複数のお医者さんをいわゆる20日以上勤務している医者に対しての形の中で補助金を助成していくということなのかなね。いわゆる医者個人に対しての補助金なのか法人に対するあるいは病院なのか、ちょっとそこ辺りが意味わからなくて、なぜ急にこんなこと日数も決まっていると思いますが、出てきたのかももう一回説明お願いします。

〔池田健康福祉課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（池田恵司君） これについては何度か説明もさせていただいているかなと思いますが、今年度から医療機関に対する要綱を新たに制定したという話は何度かさせていただいたと思います。この内容についてですが、この項目としてかかりつけ医確保助成金等載っていますが、昨年度まで同じような要綱がありましたけれども、その中にかかりつけ医の確保という項目はあったのですが、この負担金の中の細々節と申しますが、これは表に出てこないというか、医療機関に対する助成金の一つとしてのかかりつけ医助成金は以前からあったところです。今年度からの要綱改正によってこれを新たに頭出しをした内容になっていまして、内容については先ほど議員もおっしゃっていただいたとおり、かかりつけ医確保のため20日以上勤務している医院があればそこに確保のための助成金を出すという内容になっています。基本となる積算根拠としては確保に要する医師に対する賃金ですとか、諸々の経費、かかりつけ医確保のための経費の2分の1を助成するという内容になっていまして、内容的にはこれまでのかかりつけ医、常勤医師20日以上いるという内容に変更はありません。今回の増額の要因ですが、先ほど申した6月の補正の段階で事前に聞いていた予定していた日数と今回新たに支出するために改めて4月からの実績を含んで出していただいたところ年間をとおして10万ほど日数が増加したことによって医院の方で要する経費が増額したというところで増額となったところでして、これまでなかったものではなくて新たな要綱で名目が出てきたという内容になっています。この助成金についてはあびら追分クリニックの分となっています。以上です。

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 確かこの不足は本年4月1日から提供になっていますね。それで今池田参事の方からいわゆるかかりつけ医の確保のために1名につき常勤医師、月額50万限度補助するとあるのですが、従来からあったとするならば、実は旧菊池病院の時に1人の先生がお辞めになりましたね。辞めた内容については、ここでは私は申し上げませんが、そこは経営上の問題色々ありまして、先生も菊池病院を去らざるを得ないという。そんな意味ではその先生にかかっていたいわゆるかかりつけ医ですね。先生にかかっていた町民の皆さんが大変困って、先生が新しく赴任された場所まで行ってきたという経緯もそれは池田参事の方で掴んでいるだろうと思います。そうするとその時にいわゆる経営で先生が旧菊池病院から離れていく時に50万円の対象というのは私は成り得ただろうと思ったのですが、そこ辺りの議論をして50万円をきちんと補助しますから何とか旧菊池病院に残っていただけま

せんか等々の話し合いはきちんとされましたか。

〔池田健康福祉課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（池田恵司君） 追分菊池病院の存続の時のお話になりますが、当時追分菊池病院には2名の医師がいらっしゃったというところで、入院病床を廃止して外来のみの診療所として存続してもらいたいという話をこれまで続けてきたところですが、当然その内容をお話する時に町としてもクリニックの方の当時の病院の方の医師の体制は、当然町民の方、かかっている患者の方も別な先生に変わるより当然今までいた先生がそのまま残ってもらって、経営が変わっても引き続きやっていただきたいというのが町の考え方でした。ただ、その話もご本人の方とも町として何とか残ってもらいたいという話はしてきたところですが、当然そこは先生個人のお考えですとか相手方もあって1年間、結局今年度4月からはまた戻ってきていただいたところではあります、他所の病院に行かれた内容になっています。町としては先生の方にもお願いしていたところですが、以上です。

〔田中副町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 副町長。

○副町長（田中一省君） 補足します。かかりつけ医の助成金はあくまでも法人に対してですので、50万円法人が受け取ってその先生に50万円あるからどうのこうのというのは、この50万円ありきの問題ではなくて地域医療の提供体制維持で金本先生を主治医としている町民もいますという部分については、もちろん色々な場面の中でお伝えをしていたところですが、この予算のかかりつけ医の助成金ありきの問題でその交渉はしていないところです。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） いや私その一つ目はきちんとその話を旧おいわけクリニック院長と話をして、それでも私は経営上の問題で私は離れたと認識していますが、きちんと50万円という制度がありますよということをお話されても先生はいや違う所に行くということでもいいですね。そうですね。いいですね。そういうことですね。私後から本人に聞くんだから先生に。それで今副町長の言っている法人だけだと言っているけれども、第2条では個人とも書いてあるのです。法人及び個人とすると。この補助金の交付要綱の中には。だから個人だって対象になるのではないですか。法人だけではなくてこの第

2条の判断でいくと。それはどうなりますか。

〔池田健康福祉課参事挙手〕

- 議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。
- 健康福祉課参事（池田恵司君） 2条の部分については、補助対象とする医療機関と言いますか内容になっていると思いますが、法人の医療機関、あと個人経営の医療機関もあると思いますが、そういう個人という意味でした、お医者さん本人という意味ではないです。以上です。
- 議長（多田政拓君） よろしいですか。

〔小笠原議員挙手〕

- 3番（小笠原直治君） はい。3回目ダメか。4回目になるかい。
- 議長（多田政拓君） 4回目になります。

- 議長（多田政拓君） 他にありますか。

（「なし」の声あり）

- 議長（多田政拓君） なければ11、12ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（多田政拓君） なければ13、14ページで質疑はありませんか。

〔三浦議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 三浦議員。
- 7番（三浦恵美子君） 14ページの義務教育振興費のところの（2）の学校施設整備経費の所、590万解体工事の増額ということでこちら説明はあったかと思うのですが、詳しい内容をもう一度ご説明ください。当初8200万だったと思うのですがこちら辺いかがですか。

〔永桶教育次長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 教育次長。
- 教育次長（永桶憲義君） こちらは当初8210万円となっていますが、こちらの来年度に向けて2か年、債務負担も含めて実際に工事を行うことでしたの

で、そういう部分での今年の分という全体の執行率からいくと大体4割程度の額を今年度に計上している内容になっています。今回のこの補正の主な理由としては、前回体育館の解体等もあったのですが、やはり当初見込んでいたより工事単価が結構上昇していることも要因としてありました。ですからそういった修正も含めて見直しをかけて、あとは実際に煙突等に断熱材として使われている部分にはアスベストが若干入っている予測はできているのですが、それ以外にも壁等の建材にもアスベストが入っている可能性があるという部分も含めてその対応をきちんとできるような見込みを立てた精査を行った上で今回この補正を行っていますので、今回今年の分については全体の4割程度の880万になりますので、590万ほどの補正額となりますが、後にご説明するその差額を債務負担として計上させていただくという流れをとったのが今回の補正内容となっています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 以前いただいたアスベスト台帳には確かに煙突部分未除去があると伺っていたのですが、あと体育館も入っていたのでしょうか。壁にも入っているかもしれないというのが解体工事の設計というかその前に調査されていなかったのでしょうか。改めて。それをされてから見積もりをして出していれば後から増額ということもあるかもしれないから増額しようみたいなことはなかったのではないかと思うのですがいかがですか。

〔伊藤建設課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課参事。

○建設課参事（伊藤富美雄君） 今回の早来小学校の解体に伴いまして、アスベストの関係ですが、機械室の方とか校舎の壁については事前に調査して、こちらは含まれていないと。今回の補正に入っていますアスベストの処理ですが、こちらについては非飛散性のアスベストが含まれている可能性がある主に床のビニールタイルだとか天井、軒天のフレキシブルボードというものに非飛散性のアスベストが含まれている可能性があります。これは工事発注後に現場の方で調査をしていただいて、その結果もし含まれているようであれば、設計変更をかけて増額する形で今回の方は補正させていただいています。ですので先ほどちょっと次長の方で壁という表現がありましたが、これは壁の方はアスベストが含まれていないということは調査でわかっています。

○議長（多田政拓君） よろしいですか。

〔三浦議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 三浦議員。
- 7番（三浦恵美子君） 外壁ではなかったということで、非飛散性というところの理解が追いついていないのですが、解体する際にも飛散しないという理解なのでしょうか。でも煙突にも入っているしレベル1でやるのだらうと思うのですが。その見積もりを最初からしていた増額する意味がわからないのですがいかがですか。

〔伊藤建設課参事挙手〕

- 議長（多田政拓君） 建設課参事。
- 建設課参事（伊藤富美雄君） この非飛散性のアスベストについては、法令が変わりまして対処の方法等々が変わったものですから、今までやっていた飛散性のあるアスベスト、これはレベル1、2の方ですが、この非飛散性はレベル3のものに該当してきます。

- 議長（多田政拓君） 他にありますか。

（「なし」の声あり）

- 議長（多田政拓君） なければ15、16ページで質疑はありませんか。

〔三浦議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 三浦議員。
- 7番（三浦恵美子君） 15ページの5項3目の所なのですが、こちら説明を伺ったのですが社会体育施設管理業務委託料とは違うのか。こっちも上がったかということを知りたいのですが、この総合体育館はどこの体育館か。なぜ今入ってきたのか伺いたいのなのですが。最近ということで聞いたのですが。

〔佐々木教育委員会参事挙手〕

- 議長（多田政拓君） 教育委員会参事。
- 教育委員会参事（佐々木英生君） 15ページの3目体育施設費の体育施設管理経費、総合体育施設管理業務委託料についてのご質問かと思いますが、この今回補正させていただくのは、先ほどの説明にあったとおり、屋外リンク、

今後発注させていただく屋外リンクの単価改正による7万7000円の増額となっています。今回補正で上げさせていただきましたのは、今回の単価改正にしましては公民館とここの部分になっていますが、他の体育施設については10月以降の単価改正ということで見直しが大変少額となっていることから、受注業者と協議させていただきました結果、今回の単価改正による変更は必要などという協議結果になりましたので、今後発注させていただく部分、それから協議した結果単価改正が必要となった部分の補正となっています。以上です。

○議長（多田政拓君） よろしいですか。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ歳出を終わり歳入に移ります。歳入6ページをお開きください。質疑はありませんか。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 6ページの一番下の所、私の理解が追いついていないのかなとは思っているのですが、地域雇用創出推進基金繰入金、こちら共済組合の補正に関連した整理ということだったのですが、1か月経ってないでの補正ですが、その経たない内にこの法律改正があって、今すぐやらなければいけなかったということで9月20日から3万5000円を増額補正されたものが今回13万7000円マイナス補正になったという理解でいいのか伺います。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） こちら2点ほどあります。外部人材活用ということでこれは総務費の方の電子計算機の部分と合わせてこちらはダム管理費、農林水産費の部分のダム管理費の方を合わせた3万4000円と10万3000円。これを加えた10万7000円を今回繰入額としてマイナスの13万7000円という形にしています。以上です。

○議長（多田政拓君） よろしいですか。

○議長（多田政拓君） 他にありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) なければ歳入を終わり3ページをお開きください。債務負担行為の補正に移ります。質疑はありませんか。

[小笠原議員挙手]

○議長(多田政拓君) 小笠原議員。

○3番(小笠原直治君) 先ほどの三浦議員と重複するのですが、この先ほど説明の中では工事単価及びアスベストの処理ということで説明されまして、具体的に当初の予算より1804万2000円が上がったことになりましたね。私は伊藤参事の方から今回こうやってみて床、天井のアスベスト非飛散型があるのでということで予算を増額したという説明をいただいているのですが、そんなにこれ去年の予算の中に出ましたね。令和5年度までの中に。今年のか、今年的一般予算の中に債務負担の中で令和5年度とあったと記憶しているのですが、こんなに上がるのかなというものと、やはりまた大丈夫かなと。やってみてこれもまたダメだなと。また上がるという可能性があるのかな。開いてみてこれでは解体経費が足りないということが起きるのかな。これで解体工事は終わりですよということなのか、まだまだ伸びしろがあると言ったら変な言い方だけれども、まだ伸びていくことがあるのかどうかそこ辺り確認したいと思います。

[伊藤建設課参事挙手]

○議長(多田政拓君) 建設課参事。

○建設課参事(伊藤富美雄君) 今回の小学校の解体工事に伴いまして、中学校の解体工事でもお話させていただいていますが、数量については解体工事のものですからあくまでも概数になる部分はあるかと思います。今回の増額補正については先ほどのアスベストの件と単価の上昇が含まれています。小笠原議員の心配されている部分については、先ほどの概数もありますが、建築主体工事の中にも体育倉庫を作った部分にコンクリートがらがちょっと出てきて、その分の今回設計変更にはその処分費も含まれましたが、やはりその体育倉庫という所は今回解体しようとしている小学校の校舎の近くにあるものですから、その昔そこに何があったのかわからないのですが、そういうものも今回の解体工事に出てくる恐れもあるのかなと私は考えていますので、はっきり心配ないということは申し訳ありませんが言えません。

○議長(多田政拓君) よろしいですか。

○議長(多田政拓君) 他にありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) なければ総括的な質疑をお受けします。総括的な質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に討論に入ります。本件に対して反対の方の発言を求めます。ご意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 討論なしと認めます。これから議案第1号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 異議なしと認めます。したがって議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第6 議案第2号

○議長(多田政拓君) 日程第6議案第2号、令和4年度安平町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)についてを議題とします。説明を求めます。

[阿部健康福祉課長挙手]

○議長(多田政拓君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(阿部充幸君) 議案第2号朗読

議案第2号

令和4年度安平町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)について

令和4年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を別紙のとおり提出する。

令和4年10月12日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

地方公務員等共済組合法改正に伴う会計年度任用職員の共済組合短期給付等適用等により、令和4年度安平町介護保険事業特別会計補正予算について、地方自治法第218条第1項の規定により提案するものである。

別紙補正予算書をご覧ください。

議案第2号

令和4年度安平町介護保険事業特別会計予算（第4号）

令和4年度安平町の介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（保健事業勘定歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ190千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,107,603千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年10月12日提出

安平町長 及 川 秀一郎

それでは介護保険事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明します。初めに歳出からご説明します。8ページをお開きください。3款2項1目4節共済費及び18節負担金補助及び交付金並びに3項1目4節共済費及び18節負担金補助及び交付金はいずれも地方公務員等共済組合法改正に伴う補正となります。9ページをお開きください。5款1項1目保険給付予備費については、歳入歳出補正に伴う財源補正となります。

次に歳入をご説明します。5ページをお開きください。3款2項2目地域

支援事業交付金及び3目地域支援事業交付金は歳出3款の補正に対する定率の交付金補正です。5ページから6ページにわたる4款1項2目地域支援事業支援交付金は、歳出3款の補正に対する定率の交付金補正です。5款2項1目地域支援事業交付金及び2目地域支援事業交付金は歳出3款の補正に対する定率の交付金補正です。7ページをお開きください。6款1項2目地域支援事業繰入金及び3目地域支援事業繰入金については、歳出3款の補正に対する定率の繰入金補正となります。

以上で説明を終わります。ご審議の上ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。保険事業勘定歳出8ページをお開きください。8、9ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ歳出の質疑を終わり、歳入の質疑を行います。5ページをお開きください。5、6ページについて質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ7ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 質疑なしと認めこれで質疑を終わります。次に討論に入ります。本案に対して反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。これから議案第2号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎ 閉会宣告

- 議長（多田政拓君） 以上をもちまして、本臨時会に付託された審議は全て終了しました。会議の議事運営に特段のご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。それでは令和4年第9回安平町臨時会を閉会します。ご苦労様でした。
- 尚、この後11時20分より議場において全員協議会を開催しますのでご参集願います。

閉会 11時11分

会議の経過を記載してその相違ない事を証するため、地方自治法第123条第2項の規定に基づき、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 _____

署名議員 _____

署名議員 _____